

三日市市民ホールをご利用の皆さまへ

休館に伴う本申請期間の延長措置について（お知らせ）

平素より三日市市民ホールをご利用いただき、誠にありがとうございます。このたび、施設の管理運営体制の変更に伴い、環境整備を行うため、3月22日（日）～3月31日（火）の期間、三日市市民ホールを休館させていただきます。

この長期休館に伴いまして、インターネット等による仮申請後に必要となる、使用許可申請（本申請）の期間を延長する措置を講じますので、ご留意の上ご申請いただきますようお願い申し上げます。

【本申請可能期間】

仮申請日ごとの本申請可能期間は以下のとおりです。

仮申請日	本申請可能期間（休館期間を除く8日間）
3月14日（土）まで	通常通り
3月15日（日）	3月15日（日）～3月21日（土）、4月1日（水）
3月16日（月）	3月16日（月）～3月21日（土） 4月1日（水）～4月2日（木）
3月17日（火）	3月17日（火）～3月21日（土） 4月1日（水）～4月3日（金）
3月18日（水）	3月18日（水）～3月21日（土） 4月1日（水）～4月4日（土）
3月19日（木）	3月19日（木）～3月21日（土） 4月1日（水）～4月5日（日）
3月20日（金）	3月20日（金）～3月21日（土） 4月1日（水）～4月6日（月）
3月21日（土）	3月21日（土）、4月1日（水）～4月7日（火）
3月22日（日）～ 3月31日（火）	4月1日（水）～4月8日（水）
4月1日（水）以降	通常通り